

令和7年3月定例会

提出予定議案の概要
(予算を除く)

八代市

<u>開会日提出予定議案</u>	…………	1
事件議案 7件	…………	1
条例議案 14件	…………	2
<u>議案以外の諸報告</u> 1件	…………	8

開会日提出予定議案

事件議案（7件）

議案第18号 契約の変更について

（災害復旧課）

変更後の契約金額が1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

工 事 名 市道市ノ俣線災害復旧工事（R2災第4284号）
工事場所 八代市坂本町中津道
相 手 方 株式会社松中土建
契約金額（変更前） 144,100,000円
契約金額（変更後） 151,354,500円

議案第19号 契約の変更について

（環境施設課）

議会の議決を経た工事請負契約について、2,000万円以上の金額に係る変更契約を締結するため議会の議決を求めるもの

工 事 名 清掃センター解体工事
工事場所 八代市中北町3743番地
相 手 方 浅沼組・園川組建設工事共同企業体
契約金額（変更前） 984,271,200円
契約金額（変更後） 1,121,296,000円

議案第20号 契約の変更について

（農地整備課）

変更後の契約金額が1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

工 事 名 八代南部排水機場3号ポンプ設備復旧工事
工事場所 八代市日奈久新開町
相 手 方 株式会社西島製作所 九州支店
契約金額（変更前） 131,780,000円
契約金額（変更後） 253,891,000円

議案第21号 財産の取得について

（学校教育課）

予定価格2,000万円以上の動産の買入れに係る契約の締結について、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

取得する財産 中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書
取得予定価格 57,183,716円
相 手 方 合名会社庄野学生堂
合名会社庄野学生堂 八代店

議案第22号 都市公園を設置すべき区域の決定について (都市整備課)

都市公園を設置すべき区域を決定するに当たり、都市公園法第33条第1項及び第5項の規定により議会の議決を求めるもの 別紙位置図1

公園の名称 (仮称) 1号街区公園

都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町2417番地1外

公園の面積 約1,903㎡

議案第23号 都市公園を設置すべき区域の決定について (都市整備課)

都市公園を設置すべき区域を決定するに当たり、都市公園法第33条第1項及び第5項の規定により議会の議決を求めるもの 別紙位置図2

公園の名称 (仮称) 2号街区公園

都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町1299番地9外

公園の面積 約2,834㎡

議案第24号 都市公園を設置すべき区域の決定について (都市整備課)

都市公園を設置すべき区域を決定するに当たり、都市公園法第33条第1項及び第5項の規定により議会の議決を求めるもの 別紙位置図3

公園の名称 (仮称) 3号街区公園

都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町1283番地外

公園の面積 約1,564㎡

条例議案 (14件)

議案第25号 八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

(人事課)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うもの (令和7年4月1日施行)

(1) 一般職の職員の給料及び諸手当に係る改正

ア 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる。

扶養親族	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円

イ 地域手当の見直し

- ・支給地域について、市町村単位から都道府県単位に広域化する。
- ・級地区分について、7級地(3%~20%)から5級地(4~20%)に再編する。

ウ 通勤手当の見直し

交通機関等を利用して通勤する場合における支給限度額を引き上げる。

月額上限：7万5千円 → 15万円

エ 管理職員特別勤務手当の平日深夜における支給対象時間の拡大

改正前：午前0時から午前5時まで

改正後：午後10時から午前5時まで

オ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る手当の拡大

住居手当の支給を可能とする。

カ 行政職給料表（3級～7級）及び医療職給料表（2級～4級）の改定

各級の初号近辺の号給をカットし、当該カットした級の初号について、号給月額を引き上げる。

(2) 特定任期付職員の手当に係る改正

業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する。

区分	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末		合計
改正前	1.70	—	1.70	1.75	—	1.75	3.45	—	3.45
改正後	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825	1.90	1.75	3.65

(3) 会計年度任用職員に係る給料表の改定

3級の初号近辺の号給をカットし、同級初号の号給月額を引き上げる。

議案第26号 八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

(人事課)

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当の見直し（当該手当を構成する手当のうち、就業手当が廃止）が行われたことに伴い、国家公務員退職手当法及び同法施行令が一部改正されたことを受けて、地方公務員において、国家公務員に準じた措置を講ずることを求める総務省からの通知に基づき、本市の職員の退職手当に係る規定について同様の見直しを行うに当たり、所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

議案第27号 八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

(危機管理課)

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（政令）が一部改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、「35年以上」が追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

階級	改正前	改正後	
	<u>30年以上</u>	<u>30年以上35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	979,000円	979,000円	<u>1,079,000円</u>
副団長	909,000円	909,000円	<u>1,009,000円</u>
指導員及び分団長	849,000円	849,000円	<u>949,000円</u>
副分団長	809,000円	809,000円	<u>909,000円</u>
部長及び班長	734,000円	734,000円	<u>834,000円</u>
団員	689,000円	689,000円	<u>789,000円</u>

議案第28号 八代市公民館条例等の一部改正について

(文書統計課)

公の施設の設置及び管理に関する事項に関し定める条例について、施設の休館日等及び開館時間等に係る規定を整備するため、所要の改正を行うもの（公布の日施行）

（一部改正する条例）

- (1) 八代市公民館条例
- (2) 八代市鏡文化センター条例
- (3) 八代市立博物館未来の森ミュージアム条例
- (4) 八代市赤星公園条例
- (5) 八代市ふれあいセンターいずみ条例
- (6) 八代市東陽石匠館条例
- (7) 八代市泉農村研修センター条例
- (8) 八代市農林産物流通加工施設条例
- (9) 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例
- (10) 八代市保健センター条例

議案第29号 八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(デジタル推進課)

次に掲げる改正を行うもの

- (1) 独自利用事務（条例を根拠として個人番号の利用等を行う事務）の追加
デジタル庁からの通知に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において定める個人番号の独自利用を行う事務等について、本市で利用する住登外者宛名番号管理機能において住登外者のマイナンバーに係る情報を管理し、住登外者宛名情報の利用及び提供を行うに当たり、所要の規定の整備を行うもの（公布の日施行）
- (2) 法の一部改正に伴う引用条項の整理（令和7年4月1日施行）

議案第30号 八代市地域振興基金条例の制定について

(財政課)

市民の連帯の強化及び地域振興等に要する費用に充てるため、基金を設置するに当たり、所要の条例を制定するもの（令和7年4月1日施行）

議案第31号 八代市手数料条例の一部改正について

(建築指導課)

住宅・建築物の省エネ対策を推進するため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律において、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、また、当該改正に伴い国土交通省から発出された建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定（以下「国土交通省通知」という。）を受けて、関係条例について所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

(1) 建築基準法の一部改正関係

ア 改正理由

- ・建築物の建築確認・検査における審査特例の廃止に伴う審査項目の増加
- ・木造建築物（住宅）に係る技術基準の強化並びに中大規模建築物に係る設計手法の多様化及び複雑化に伴う審査時間の増加

イ 改正内容

- ・建築物の建築確認・検査に係る手数料の額の改正

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正関係

ア 改正理由

- ・原則として、全ての新築住宅及び非住宅に係る省エネ基準適合判定が義務化されることに伴い、審査区分の新設及び改廃を行う必要があるため

イ 改正内容

- ・新たに義務化された審査に係る手数料の区分の追加
- ・国土交通省通知に基づく手数料の額の改正

(3) 国土交通省通知関係

ア 改正理由

- ・低炭素建築物新築等計画に関する認定申請及び変更認定申請について、認定申請単位の変更を行う必要があるため

イ 改正内容

- ・認定申請単位の変更に係る手数料の区分の追加及び額の改正

※県下特定行政庁である熊本県、熊本市及び天草市においては、本市の一部改正条例案と同一の内容により条例改正済

議案第32号 八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について (建築指導課・都市整備課)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（政令）の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行うもの（令和7年6月1日施行）

議案第33号 八代市都市公園条例等の一部改正について (都市整備課)

八代市都市公園、八代市普通公園及び八代市都市運動場に設置する自動販売機について、当該自動販売機の設置者が納付すべき使用料に係る規定を整備するため、所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

(1) 自動販売機の売上金額に応じて徴収する使用料に係る規定の整備

改正前：自動販売機の設置者との個別契約に基づき徴収

改正後：次の規定を追加し、当該規定により徴収

《追加する規定》

自動販売機の販売物品に係る当該月の売上金額に10/100を下限として市長が別に定める割合を乗じて得た額

(2) 八代市都市運動場条例において、工作物その他の物件を設置するための占用に係る規定を追加

議案第34号 八代市普通公園条例の一部改正について (都市整備課)

次に掲げる改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

(1) グリーパークさかもとに係る規定の削除

令和2年7月豪雨により被災したグリーンパークさかもとの跡地について、坂本地区河川防災ステーション及び県道中津道八代線として整備を行うことが確定したことに伴い、当該公園の供用を廃止するため、規定の削除を行うもの

(2) 白島公園に係る規定の追加

かねてから市が維持管理してきた港町に位置する広場について、条例に基づき適切に維持管理を行うため、普通公園として規定するもの

**議案第35号 八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について** (介護保険課)

栄養士法の一部改正を受けて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準（省令）が一部改正されたことに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所等における従業者等の要件が改正（栄養士→栄養士又は管理栄養士）されたことを踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合も当該要件を満たすことができるものとするため、所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

議案第36号 八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について (高齢者支援課)

介護保険法施行規則（省令）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とするため、地域包括支援センター（以下「センター」という。）に配置すべき専門職員（以下「専門職員」という。）の員数*に係る基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの（公布の日施行）

* 専門職員の員数（センターが担当する区域における介護保険第一号被保険者（以下「第一号被保険者」という。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合）

- ①保健師その他これに準ずる者 1人
- ②社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

- (1) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、専門職員の配置について、常勤職員の配置によらず常勤換算方法によることを可能とする。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一の区域として当該複数のセンターの担当区域における第一号被保険者の数を合算し、合算後の第一号被保険者の数に応じた配置基準による専門職員の配置を可能とする。

**議案第37号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について** (こども未来課)

栄養士法の一部改正を受けて、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が一部改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の実施における栄養士の配置等に係る要件が改正されたことを踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合も当該要件を満たすことができるものとするため、所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

議案第38号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの（令和7年4月1日施行）

(1) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

家庭的保育事業者等において、当該支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該連携施設を確保しないことができる。

ア 家庭的保育事業者等と連携協力を行う者*との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 家庭的保育事業者等と連携協力を行う者について、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

*連携協力を行う者・・・小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

(2) 代替保育に係る連携施設の見直し

家庭的保育事業者等において、当該保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該連携施設を確保しないことができる。

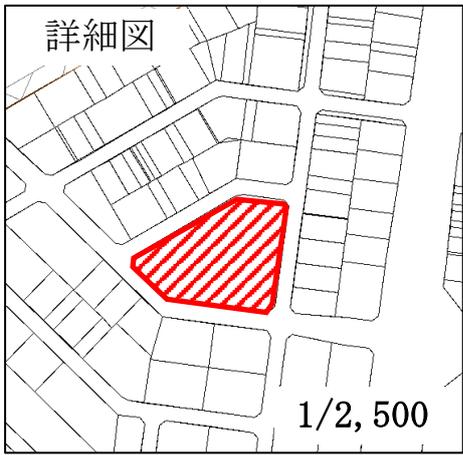
ア 上記（1）ア及びイを満たすとき。

イ 家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該者の確保が著しく困難であると認めるとき。

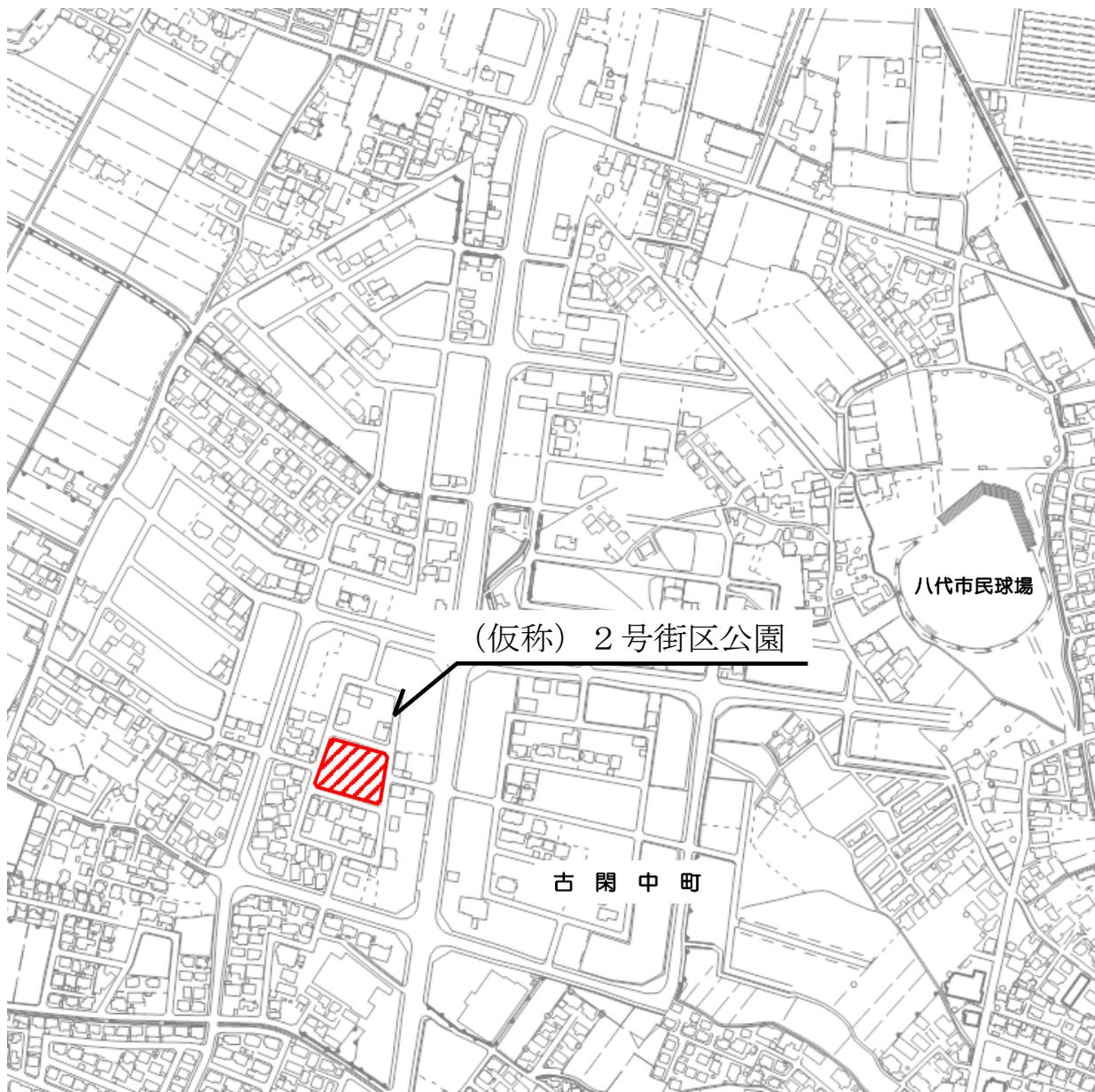
議案以外の諸報告

報告第2号 専決処分報告書

位置図 1



位置図 2



位置図 3

